

# 堺市災害時医療救護活動ガイドライン概要版

## 【背景】

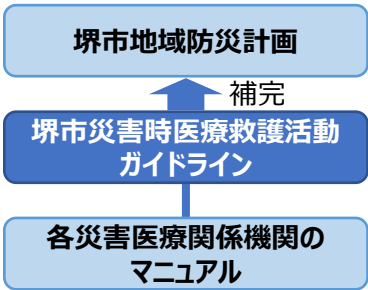
本市では、災害時に医療救護活動が適切に行えるよう、平成29（2017）年に堺市医師会や堺市歯科医師会、狭山美原歯科医師会、堺市薬剤師会と災害時における医療救護活動に関する協定を締結した。協定内容の実効性をより高めるために、本市や医療関係機関、災害拠点病院の実務者により、大規模地震に備えた災害時の医療体制のあり方について検討し本ガイドラインを策定する。

本ガイドラインでは、人命救助において極めて重要な災害発生後72時間において多数の傷病者に適切に対応し、一人でも多くの人命を救助するために上町断層帯地震と南海トラフ巨大地震の両地震の被害想定からより大きい被害を想定し、医療救護活動に関する標準的な事項を示す。

## 【第1章】 総則

### 第1節 ガイドラインの目的等

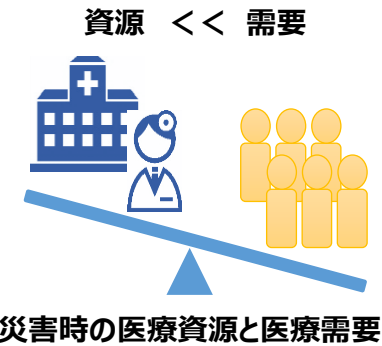
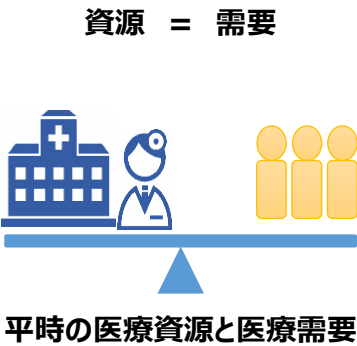
市内で災害が発生した場合に災害医療関係機関が「堺市地域防災計画」や「災害時における医療救護活動に関する協定」等に基づく医療救護活動を連携して行えるよう、災害発生直後から超急性期（災害発生から概ね72時間）における災害時の医療提供体制の基本的な事項や医療救護活動に関する標準的な事項を示す。



### 第2節 活動の基本的な考え方

災害時の医療需要と医療資源のバランスが逆転した環境下では「防ぐことができる災害死」を最少にするために、最善と考えられる医療について「個人へ提供する平時の救急医療」から「多数の傷病者へ提供する災害医療」へ切り替える。

災害医療関係機関が基本的な考え方を共有し医療救護活動を実施することで、一人でも多くの人命を救助する。



### 第3節 ガイドライン作成の基本事項

災害発生直後からの時間経過を区分し、生活環境や心身の変化等を踏まえた適切な活動を行う。本ガイドラインでは災害発生直後から超急性期までを活動の主な対象期間とする。

| フェーズ区分 | 0<br>災害発生直後<br>(災害発生～6時間) | 1<br>超急性期<br>(～72時間) | 2<br>急性期<br>(～1週間程度) | 3<br>亜急性期<br>(～1か月程度) | 4<br>慢性期<br>(～3か月程度) | 5<br>中長期<br>(3か月程度～) |
|--------|---------------------------|----------------------|----------------------|-----------------------|----------------------|----------------------|
| 医療需要   | 外傷治療・救命救急等                |                      |                      | 慢性疾患治療・被災者の健康管理等      |                      |                      |

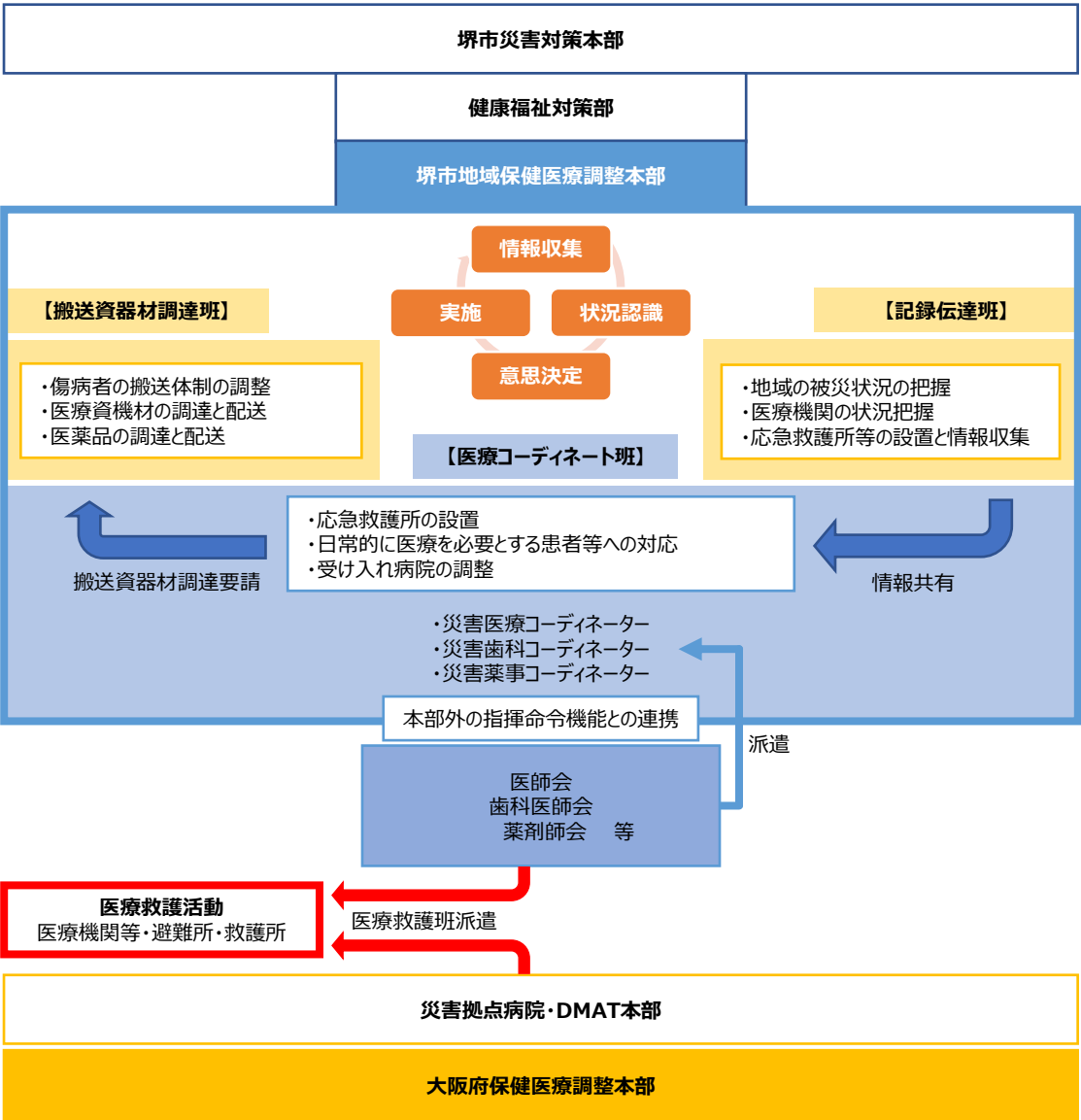
## 【第2章】 災害医療体制

### 第1節 大阪府の災害医療体制の概要

大規模地震等が発生した場合に、市や大阪府、医療関係機関は「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」等に基づき、災害医療機関の協力により災害の状況に応じた救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動を実施する。

### 第2節 市の災害医療体制の概要

市は、災害の状況に応じ被災地域の内外を問わず災害発生直後から中長期にわたり、大阪府や堺市二次医療圏の医療機関等と連携を図る。市の災害時の医療救護活動や保健医療活動の調整等を適切に行うために、堺市災害対策本部のもとに堺市地域保健医療調整本部を設置する。



# 堺市災害時医療救護活動ガイドライン概要版

## 【第3章】 災害時医療救護活動の内容

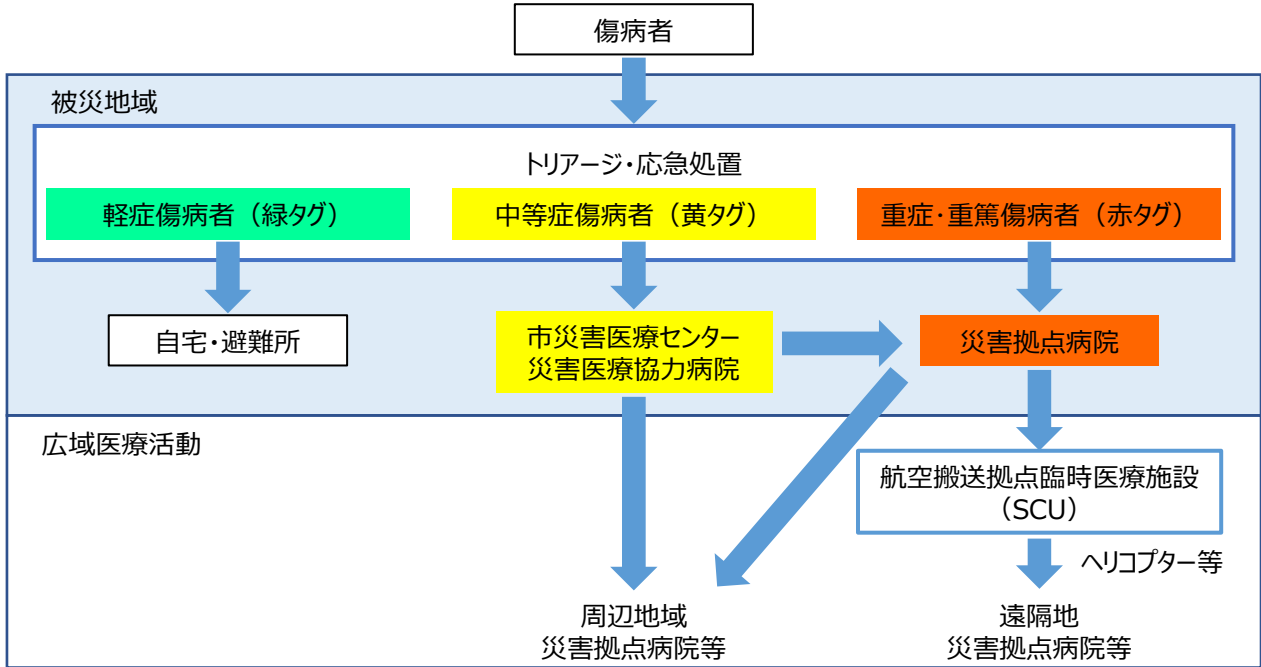
### 第1節 基本的な災害医療体制

災害時の医療救護活動は、災害により医療機関等が被災・混乱し被災者が必要な医療を受けられなくなった場合に、医療等を提供し一人でも多くの人命を救助するために行われる。また、健康被害を予防し市民の健康と安全・安心を確保する。

災害時において、刻々と変化する現地医療需要の評価・分析を行い必要な救護班を組織し派遣する等、中長期にわたる医療救護活動を実施する。

### 第2節 傷病者対応の流れと搬送

災害時には、多数の傷病者等が短時間に集中して発生し、また、交通の途絶等が予想される。平時と同様の搬送は極めて困難になることを踏まえ傷病者等を搬送する。原則として、傷病者をトリアージにより区分し、緊急治療が必要な重症・重篤傷病者は災害拠点病院へ、入院を要する中等症傷病者は市災害医療センター及び災害医療協力病院へ搬送する。

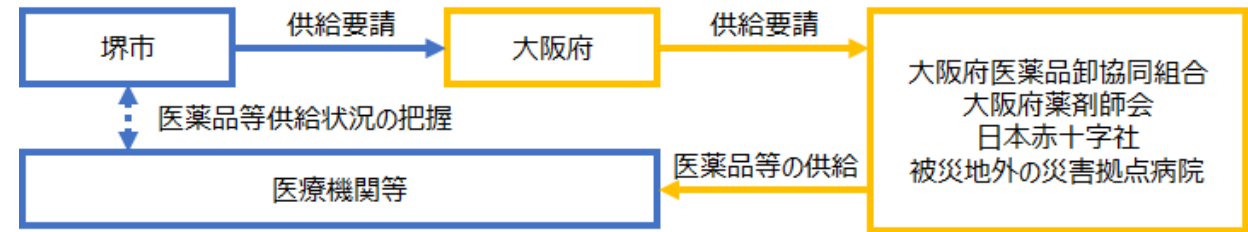


### 第3節 情報収集・提供活動

災害医療機関はEMIS等を活用して、堺市地域保健医療調整本部の活動に必要な情報（人的被害や医療機関の被害状況、活動状況、医療需要等）を把握・整理し、共有する。

堺市地域保健医療調整本部は、得られた情報をもとに救護所の設置・運営や医療救護班の編成・派遣等、医療救護活動の体制を確立する。また、把握した情報は速やかに大阪府へ報告し、市民に対して医療機関情報を提供する。

### 第4節 医薬品等の確保・供給活動やライフラインの確保要請



## 【第4章】 災害医療機関の役割と具体的な活動

### 第1節 災害医療機関の医療救護活動

発生した多数の傷病者に対して限られた医療資源を活用して実施しなければならないことから、災害時の医療救護活動は困難になると予想される。災害医療機関はそれぞれの役割を共有し、最大限の効果を発揮するよう相互の連携、協力のもと、医療救護活動や保健医療活動を実施する。

| 災害医療機関       | 主な役割                                          |
|--------------|-----------------------------------------------|
| 基幹災害拠点病院     | 災害医療に関して都道府県の中心的な役割を果たす。                      |
| 災害拠点病院       | 多発する救急傷病者の受入、また、高度医療の提供を行う。                   |
| 特定診療災害医療センター | 循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療、周産期医療、精神疾患等の専門診療を行う。 |
| 市町村災害医療センター  | 市の災害医療拠点として傷病者を受け入れ、治療を行う。                    |
| 災害医療協力病院     | 災害拠点病院や市町村災害医療センター等と協力し、率先して傷病者を受け入れる。        |

### 第2節 拠点応急救護所

拠点応急救護所は、災害発生時から数時間以内にあらかじめ指定した施設に設置する。医療機関と連携し傷病者のトリアージと応急処置等を行うための拠点として位置付け、医療救護活動を実施する。

被害状況等に応じて次の施設に設置する。

- ・堺市泉北急病診療センター
- ・堺市こども急病診療センター
- ・その他（病院前の設置を検討）

## 【第5章】 災害医療関係機関の役割

市は、「堺市地域防災計画」において、堺市医師会や堺市歯科医師会、狭山美原歯科医師会、堺市薬剤師会と連携し、「災害時における医療救護活動に関する協定」等に基づき、災害の状況に応じて迅速かつ適切な医療救護活動や保健医療活動を実施する。

### 第1節 医師会の役割

災害発生直後の被災地域では医療資源や情報が著しく不足する中で、医療の継続と新たに生じる傷病者の救急診療の提供を図る。

### 第2節 歯科医師会の役割

災害発生から速やかな初期対応を行い、復旧までの継続的支援を実施するための体制を整備する。数か月程度経過すると、避難者ケアとして、復興期における仮設住宅居住者や在宅避難者に対する長期的なリハビリテーションや保健医療が中心となる。

### 第3節 薬剤師会の役割

薬剤師は医療チームに参加しての医療救護活動だけでなく、避難所における①一般用医薬品の保管・管理や被災者への供給、②医薬品や健康に関する相談等、医療分野にとどまらない様々な活動が求められる。